明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○日本中央競馬会の令和七事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令（三六）　二
○非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（三七）　三
○食料供給困難事態対策法の施行期日を定める政令（三八）　三
○食料供給困難事態対策法施行令（三九）　四
○金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（四〇）　四
〔府　令〕
○企業内容等の開示に関する内閣府令及び金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府一三）　五
〔省　令〕
○子ども・子育て支援資金事務取扱規則（財務三）　三六
○子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う財務省関係省令の整備等に関する省令（同四）　三七
○厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一三）　三七
○動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（農林水産三）　三七
○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（防衛三）　七〇
〔告　示〕
○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（国家公安委二）　七二
○普通自転車の型式認定番号を指定した件（同三）　七二
○移動用小型車の型式認定番号を指定した件（同四）　七三
○公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針の一部を改正する件（文部科学五）　七四
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通一一六）　七六
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一一七～一一九）　七六
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同一二〇）　七九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　八一
特殊法人等
税理士証票無効・登録抹消、日本下水道事業団、日本弁護士連合会懲戒処分関係　一二三
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　一二四
会社その他
会社決算公告　一三〇

本号で公布された法令のあらまし

◇日本中央競馬会の令和七事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令（政令第三六号）（農林水産省）

1　日本中央競馬会が、令和七事業年度において、令和六事業年度の剰余のうち特別振興資金に充てることができる割合を一〇〇分の一〇〇とすることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（政令第三七号）（総務省）

1　非常勤消防団員及び非常勤水防団員に係る補償基礎額の最低額を九、七〇〇円、最高額を一万四、五〇〇円とし、階級及び勤務年数の区分に応じてそれぞれ引き上げることとした。（第二条第二項第一号及び別表関係）

2　消防作業従事者、救急業務協力者及び水防従事者に係る補償基礎額の最低額を九、七〇〇円、最高額を一万四、五〇〇円に引き上げることとした。（第二条第二項第二号関係）

3　扶養親族たる配偶者についての補償基礎額の加算額を一〇〇円、二二歳に達する日以後の最初の三月三一日までの間にある子のある場合における補償基礎額の加算額を三八三円とすることとした。（第二条第三項関係）

4　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。

5　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇食料供給困難事態対策法の施行期日を定める政令（政令第三八号）（農林水産省）

食料供給困難事態対策法（令和六年法律第六一号）の施行期日は、令和七年四月一日とすることとした。